

平成 18 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名：株式会社 新生銀行
代表者名：代表執行役社長 ティエリー ポルテ
(コード番号：8303 東証第一部)

新生証券株式会社に対する行政処分について

当行子会社である新生証券株式会社は、証券取引法 4 5 条第 3 号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 1 2 条第 1 項第 7 号に規定する「顧客に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」があったとして、本日、金融庁より証券取引法第 5 6 条第 1 項の規定に基づく行政処分（業務改善命令）を受けました。

当行は、今回の同社に対する業務改善命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

以 上

(参考資料) 本資料は、新生証券株式会社の発表資料です。

平成 18 年 1 月 27 日

各 位

会社名 新生証券株式会社
所在地 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 8 号
代表者 代表取締役 畑 善隆

金融庁の弊社に対する行政処分について

弊社は、本日、証券取引法 4 5 条第 3 号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 1 2 条第 1 項第 7 号に規定する「顧客に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」があったとして、金融庁より証券取引法第 5 6 条第 1 項の規定に基づき、下記の業務改善命令を受けました。お客様をはじめ関係の皆様、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、命令事項の適正な実行に向け、全役職員への法令遵守の徹底と再発防止のために一層の内部管理体制の強化を図ってまいり所存です。

記

1. 業務改善命令の内容

内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在を明確化すること。

親法人との関係における適正な業務運営の確保に向け再発防止策を策定するとともに、役職員の法令遵守を徹底すること。

上記 及び について、その対応状況を平成 18 年 2 月 27 日までに書面で報告すること。

2. 業務改善命令の対象となった行為

弊社市場営業部付部長(当時) 市場営業部部長代理ほか 2 名の使用人が、その業務に関し、親法人等である(株)新生銀行(以下「親銀行」という。)から、情報提供に関する顧客の同意書を得ずに、親銀行在籍時に使用した資料の持込み、親銀行のパソコン内のデータの当社パソコンへの移管、親銀行使用人からのメール受信等の方法により、顧客の借入残高等の顧客に関する非公開情報を受領していたものであります。

3．現在検討を行っている再発防止策

今回の件につきましては、役職員の法令遵守意識が不足していたこと、また、内部管理体制に不備があったことが原因として挙げられます。

弊社といたしましては、再発防止のため、以下の改善策について現在検討を行なっております。

内部管理体制の充実・強化

イ) 情報管理体制の充実・強化

ロ) 内部監査の強化

研修による法令遵守意識の徹底

関係者に対する処分の実施

以上